

議案第90号

笠間市公共下水道事業の設置等に関する条例について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第4条の規定に基づき、笠間市公共下水道事業の設置等に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年12月1日提出

笠間市長 山口 伸樹

提案理由

本案は、公共下水道事業の地方公営企業法適用に伴い、公共下水道事業の設置及びその経営の基本に関する事項を定めるため制定するものであります。

## 笠間市公共下水道事業の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、笠間市公共下水道事業の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共下水道事業への法の全部適用)

第2条 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第1条第2項の規定に基づき、公共下水道事業に法の規定の全部を適用する。

(公共下水道事業の設置)

第3条 下水を排除し、又は処理し、市民の環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、公共下水道事業を設置する。

(経営の基本)

第4条 公共下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 公共下水道事業の処理区域は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の事業計画において定める処理区域とし、公共下水道事業の処理人口及び処理水量は、当該事業計画において定める処理人口及び処理水量とする。

(組織)

第5条 法第7条ただし書及び令第8条の2の規定に基づき、公共下水道事業に管理者を置かないものとする。

2 法第14条の規定に基づき、公共下水道事業の管理者としての権限を行う市長（以下「管理者」という。）の事務を処理させるため、上下水道部に下水道課を置く。

(重要な資産の取得及び処分)

第6条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない公共下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格）が2, 0

00万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）

第243条の2第8項の規定により公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。

（議会の議決を要する負担付き寄附の受領等）

第8条 公共下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例

で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的の価額が1,000万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が300万円以上のものとする。

（業務状況説明書類の提出）

第9条 管理者は、公共下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、

毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては、前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

（1） 事業の概況

（2） 経理の状況

（3） 前2号に掲げるもののほか、公共下水道事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、管理者は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。